

## 育児・介護休業法の改正ポイント【公布日：令和6年5月31日】

## 【柔軟な働き方を実現するための措置等（施行日：公布後1年6か月以内の政令で定める日）】

## 3歳以上、小学校就学前の子を養育する労働者

- ・事業主は、・始業時刻等の変更
- ・テレワーク等(10日/月)
- ・保育施設の設置運営等
- ・新たな休暇の付与(10日/年)
- ・短時間勤務制度

## フルタイムでの柔軟な働き方

※ テレワーク等と新たな休暇は、原則時間単位で取得可とする。詳細は省令。

の中から2以上の制度を選択して措置する必要があります。（※各選択肢の詳細は省令等）

- ・労働者は、事業主が講じた措置の中から1つを選択して利用することができます。
- ・事業主が措置を選択する際、過半数組合等からの意見聴取の機会を設ける必要があります。

個別周知・意向確認の方法は、今後、省令により、面談や書面交付等とされる予定です。

## 【所定外労働の制限（残業免除）の対象が拡大されます（施行日：令和7年4月1日）】

【改正前】3歳に満たない子を養育する労働者は、請求すれば所定外労働の制限（残業免除）を受けることが可能

【改正後】小学校就学前の子を養育する労働者が請求可能に

## 【育児のためのテレワークの導入が努力義務化されます（施行日：令和7年4月1日）】



3歳に満たない子

3歳に満たない子を養育する労働者がテレワークを選択できるように措置を講ずることが、事業主に努力義務化されます。

テレワーク

## 【子の看護休暇が見直されます（施行日：令和7年4月1日）】

項目	改正前	改正後
【名称】	「子の看護休暇」	「子の看護等休暇」
【対象となる子の範囲】	小学校就学の始期に達するまで	小学校3年生修了までに延長
【取得事由】	<ul style="list-style-type: none"> <li>●病気・けが</li> <li>●予防接種・健康診断</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●病気・けが</li> <li>●予防接種・健康診断</li> <li>●感染症に伴う学級閉鎖等（※詳細は省令）</li> <li>●入園（入学）式、卒園式（※詳細は省令）</li> </ul>
【労使協定の締結により除外できる労働者】	(1)引き続き雇用された期間が6か月未満 (2)週の所定労働日数が2日以下	(1)撤廃 (2)週の所定労働日数が2日以下

## 【仕事と育児の両立に関する個別の意向聴取・配慮が事業主の義務になります（施行日：公布後1年6か月以内の政令で定める日）】

妊娠・出産の申出時や子が3歳になる前に、労働者の仕事と育児の両立に関する個別の意向聴取・配慮が事業主に義務づけられます。

## 【育児休業取得状況の公表義務が300人超の企業に拡大されます（施行日：令和7年4月1日）】

従業員数300人超の企業に、育児休業等の取得の状況を公表することが義務付けられます。（現行では、従業員数1,000人超の企業に公表が義務付けられています。）

## 【介護離職防止のための個別の周知・意向確認、雇用環境整備等の措置義務（施行日：令和7年4月1日）】

- 介護に直面した旨の申出をした労働者に対する個別の周知・意向確認の措置（※面談・書面交付等による。詳細は省令。）
- 介護に直面する前の早い段階（40歳等）での両立支援制度等に関する情報提供
- 仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい雇用環境の整備（※研修、相談窓口設置等のいずれかを選択して措置。詳細は省令。）
- 要介護状態の対象家族を介護する労働者がテレワークを選択できるよう事業主に努力義務
- 介護休暇について、引き続き雇用された期間が6か月未満の労働者を労使協定に基づき除外する仕組みを廃止

【（厚生労働省）育児・介護休業法、次世代育成支援対策推進法改正ポイントのご案内】

<https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/001259367.pdf>

NSRにゅーすのバックナンバーはこちらのURLへ→

<https://nsr-j.com/>

特定社会保険労務士 中島康之